



平成27年度鳥根県屋外広告物講習会のご案内

屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に必要知識を修得するための講習会です。

【開催日時】

10月6日(火) 9時30分～17時10分
10月7日(水) 9時～12時

【場所】

くにびきメッセ 501大会議室
(松江市学園南1丁目2番1号)

【対象者】

屋外広告業を営もうとする方、屋外広告業に従事している方

【受講料】

3970円(申込用紙に鳥根県収入証紙貼付)

【申込み締切】 9月18日(金)

※受講案内は鳥根県土木部都市計画課ホームページからダウンロードできます。

講習会ではテキストを使用します。当日会場での購入を希望される場合は、受講申込みと合わせて「テキスト購入申込書」を提出してください。

【申込み・問合せ先】

鳥根県土木部都市計画課景観政策室(松江市殿町1番地)
☎0852・22・6773

知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。
加入できる事業主..

建設業を営む方 対象となる労働者..

建設業の現場で働く人
掛金：日額310円

★特徴

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続きは簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。
☆建退共から事業主の皆様へのお願い
・共済印紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。
・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。
ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q&Aなど建退共

セアカゴケグモにご注意ください

セアカゴケグモを見つけた場合は最寄りの保健所か役場へご連絡ください!!

◆咬まれた場合の症状
痛みや腫れを引き起こし、場合によっては重症化し、吐き気や腹痛などの全身症状をきたすことがあります。



- 【応急処置】**
- ①咬まれた部位の余分な毒を温水や石けん水で洗い落とします。
 - ②出血がある場合はガーゼ等で軽く抑えてください。包帯や止血帯で強く圧迫することは、逆に痛みを増強させることになるため避けてください。
 - ③痛みがきつい場合は、刺された部位を冷やすと痛みが緩和します。
 - ④速やかに医療機関を受診してください。できれば、咬まれたクモの種類が分かるように、殺したクモを病院へ持参してください。

■セアカゴケグモ■
・メス(成体)は体長1cm程で、全体的に黒く、つやがある。
・毒をもっているのはメス。
・メスの腹部の背面には、直線状あるいはひし形を2つ並べたような形の赤い縞がある。
・腹部の背面には、砂時計のような赤い縞がある。
・攻撃性は高くないが、強い毒をもっている。

連絡先 雲南保健所 Tel 0854-42-9623
奥出雲町役場総務課 Tel 0854-54-2505
有線 31-5225

終戦当時の引揚者及びそのご家族の方々へ

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

◆**終戦後**、外地から引き揚げられてこられた方が、上陸港の税関、海運局に預けられた通貨・証券など

◇**外地**の集結地において総領事館、日本人自治会などに預けられた通貨・証券などのうち日本に返還されたもの

【背景】

昭和20年9月24日以降、昭和28年8月31日までに外地から本邦に永住の目的で引き揚げられた方が持ち帰った通貨・証券などのうち、認められた限度額を超えたものをGHQの指示や国内法令に基づいて税関が預かっているものです。

これまで17万5千人、48万4千件をお返しできましたが、まだ半

鳥根県立盲学校 第2回オープンスクール開催のお知らせ

鳥根県立盲学校では、視覚に障がいのある方、学校・医療・労働機関の関係者をはじめ、広く盲学校に関心のある方を対象にオープンスクールを開催します。当日は、学校の概要説明や視覚障がい者への支援グッズの紹介、学校・寄宿舎見学などを行います。また、個別の相談にも応じます。ご参加には、事前の申し込みが必要です。詳しくは鳥根県立盲学校へお問い合わせください。

【期日】

9月30日(水) 10時～12時40分
*午後は、希望者のみ参加

13時半～14時20分
13時半～15時20分 個別相談

【場所】

鳥根県立盲学校(松江市西浜佐陀町468)

雲南法務局証明書サービスセンターのご利用について

松江地方法務局では、鳥根県雲南合同庁舎1階に「雲南法務局サービスセンター(法務局登記証明書コーナー)」を開設し、次のとおり証明書の交付事務を取り扱っていますので、ご利用ください。

◆申し込みが切日

9月4日(金)

◆問合せ先

鳥根県立盲学校 佐々木、辻井
☎0852・36・8221
Fax 0852・36・8222

◆設置場所

鳥根県雲南合同庁舎1階(雲南市木次町里方531・1)

◆取扱時間

午前9時～12時
午後1時～4時半
平日のみ(土・日・祝日と12月29日～1月3日を除く。)

◆取り扱う証明書

・全国の土地と建物の登記事項証明書
・全国の会社・法人の登記事項証明書及び印鑑証明書(印鑑証明書の請求には、印鑑カードと代表者の生年月日の入力が必要で

す。)
・動産譲渡登記及び債権譲渡登記の概要記録事項証明書